

産業建設委員会記録

令和3年2月24日（水）
15時45分～16時15分
第3委員会室

【委員】串崎委員長、飛野副委員長、
川上委員、野藤委員、笹田委員、布施委員、道下委員

【執行部】

（産業経済部）湯浅産業経済部長、佐々木産業経済部副部長（兼広島事務所長）、
大驛商工労働課長、岸本観光交流課長

（都市建設部）鎌田都市建設部長、西谷建設企画課長

【事務局】近重書記

議題

- 1 所管事務調査事項について
 - (1) 浜田市ふるさと体験村施設の現状について
 - (2) はまだお魚市場のグランドオープンについて
 - (3) 広島PRセンターの現状について
 - (4) 浜田市役所1階の出店に伴う周辺店の状況について
 - (5) 石見神楽に関する現状について

- 2 3月8日（月）の委員会審査日程について
 - 請願者等の意見陳述は陳情9件で行われる
 - 議案第26号の市道路線の現地確認は行わない

- 3 その他

以上

令和3年3月浜田市議会定例会議 産業建設委員会審査について

◆日時：令和3年3月8日（月）10：00～

場所：全員協議会室

【予定議題】

- 1 請願等の意見陳述（陳情9件分）
- 2 請願審査
 - (1) 請願第21号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について
- 3 陳情審査
 - (1) 陳情第184号 豪雨時に水たまりとなる危険箇所の整備を求める陳情について
 - (2) 陳情第185号 新型コロナウイルスの影響を受ける事業所への支援強化を求める陳情について
 - (3) 陳情第186号 雇用促進住宅の管理運営方針の公表を求める陳情について
 - (4) 陳情第187号 海石住宅の家電製品の交換を求める陳情について
 - (5) 陳情第188号 自殺者が出た市営住宅の契約書の心理的瑕疵項目の記載内容に関する陳情について
 - (6) 陳情第189号 市営住宅の連帯保証人の取扱いの是正に関する陳情について
 - (7) 陳情第190号 指定管理者選定における総合振興計画と条例と申請者の考え方に関する陳情について
 - (8) 陳情第191号 雇用促進住宅の指定管理者選定なしと決定後の進め方に関する陳情について
 - (9) 陳情第192号 どぶろくの提案の取扱いに関する陳情について
- 4 議案第 9号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第12号 浜田市農業振興基金条例を廃止する条例について
- 6 議案第19号 浜田市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例について
- 7 議案第20号 浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第22号 浜田市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第23号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第25号 公有水面の埋立てについて（浜田漁港区域内）
- 11 議案第26号 市道路線の認定について（三隅171号線）
- 12 所管事務調査
- 13 執行部報告事項
- 14 その他
- 15 産業建設委員会の取組課題について

【議事の経過】

[15 時 45 分 開議]

串崎委員長 | 本日出席委員は7名で定足数に達しているので、直ちに委員会を開催する。
手元のレジュメに沿って進めさせていただく。

1. 所管事務調査事項について

串崎委員長 | 3月8日（月）に開催する当委員会における所管事務調査について委員から要望を伺いたい。委員から資料提出や執行部の説明を求める必要のある所管事務調査事項があれば申し出ていただきたい。

川上委員 | 前回もお願いしたが、ふるさと体験村があれからどうなったのか。現状報告をいただきたい。変わってないかもしれないが一応お願いしたい。

産業経済部長 | 弥栄支所とも話をしつづけてもらう。

串崎委員長 | ほかにあるか。

笹田委員 | いよいよ3月21日に山陰浜田港公設市場の仲買棟だけでもオープンするとのことだが、まだ中身を見ていない。できれば内覧会を開いて仲買人の方から言われたこともあるので確認させてもらい説明をいただきたいのだが。また、第一ビルサービスのオープン時期をどれくらいに考えておられるのかも含めて今後どうなっていくのか我々も見えないところがあるので、説明できる範囲内で説明をいただきたい。

産業経済部長 | 全体のグランドオープンについて現在どのような考え方を説明させていただく。

笹田委員 | 最初の、店の中が見たいという話だが、別日を設定しようか。どのみち3月21日には小規模で、仲買を中心に関係者でオープニングだけは行うことを思っていて、委員会の皆にもお声掛けしようと思っているのだが、それより前か。

笹田委員 | 前に見たい。

産業経済部長 | 承知した。では指定管理者と仲買と日程調整を。

笹田委員 | 仲買はいなくてもよい。レイアウトが見たい。

布施委員 | 専門的にはなってはいけませんが動線とか。

産業経済部長 | 相談させてほしい。21日より前ということなので。会議の期間中か。

(「早いほうがよい」という声あり)

布施委員 | 諸準備や相手方を阻害してはいけないのだが、要するに行っても1時間くらいのもものだから。

産業経済部長 | 調整させてもらう。

笹田委員 | 産業建設委員会当日の朝でもよい。10時から委員会をやるなら9時くらいから。

産業経済部長
川上委員
串崎委員長
産業経済部長
近重書記
産業経済部長
串崎委員長

川上委員

串崎委員長
飛野副委員長
産業経済部長

飛野副委員長
布施委員

産業経済部長

飛野副委員長

串崎委員長
布施委員

串崎委員長

産業経済部長
近重書記
川上委員

産業経済部長
川上委員
商工労働課長
串崎委員長

では一応その日を第一候補にして調整してみる。
次は9日。
では3月8日か9日に日程調整してお知らせいただきたい。
ちなみにこの週で都合の悪い日があるか。
10日からは予算決算委員会がある。
できるだけ8日で調整する。
今後の予定はまた3月8日に話していただくということにより
ろしく願います。ほかにあるか。
PRセンターの現状について報告をお願いする。関係人口
関係がわかれば。
願います。そのほかに。
農業委員会の活動がどうも見えない部分がある。
農業委員会は前回言われて、まず委員会で現状の活動につ
いて説明する予定にしている。執行部報告事項で。
エリアごととか詳しく出るのか。
それは要望として、この課題について答えてくれと言って
おいたほうがよい。
その辺は早く言ってもらえると。もう資料をつくっている
はずなので。
要は、活動されていることはされていると思う。もう3年か
になる。どういう活動をしてどういう成果があったか、エリ
アごとにあると思う。本当にやっていただいていると思う
が実際に一番大事な部分が見えてこないで資料を用意して
ほしい。
これは以前から3月には説明することになっていた。
飛野副委員長が見えないというのは、以前は議員から農業
委員に選出する議員がいたから。あれは1年の終わりに活動報
告があるのだが、今の新しい農業委員の選出規定になった際
に、要望しなくても報告すると過去の担当が言われて引継ぎ
されたと思うが、去年はなかった。要望しても満足する答え
がない。だからそういう話になったと思う。
前回の定例会議で他の議員からもそういう発言があった。
ではそういうことで願います。
伝えておく。
執行部報告事項で出される予定だった。
以前、商工労働課長から説明をされたが、今は1階で弁当を
売られている。その関係で周辺の食堂や喫茶店の売り上げが
少し落ちたのではという電話が入った。どうなったか。
今回の陳情にあった。相反することを。
どうだろうか聞きたかった。
意見を聞いたりはしている。
では簡単な資料でもよいので。以上でよいか。

(「はい」という声あり)

では次の議題に入る。

2. 3月8日(月)の委員会審査日程について

串崎委員長

産業建設委員会は3月8日10時から全員協議会室で行う。予定議題はレジュメ下枠内に載せているのでごらんいただきたい。

今回から請願等の意見陳述を試行実施するため、これまでと審査する議題の順番が変更になっている。まず、議題1の請願等の意見陳述だが、このたびから請願者や陳情者が事前に希望された場合、委員会審査の場において請願等の説明や意見を1件につき3分程度述べる機会を設けることとなった。請願の意見陳述はないが、陳情9件は全て意見陳述希望があるので、陳述を行う。陳述から採決までの流れについて説明する。

まず1件説明を受けてその内容について陳述者へ質問があれば受けることとしている。陳述者から委員や執行部への質疑はできないこととしている。

9件全ての陳述と質疑が終われば請願審査に入る。陳情審査は1件ずつ行い、その後まとめて陳情採決を行う。これまでは執行部退席後に陳情や議案など全ての採決をまとめて行っていたが、請願や陳情の採決は執行部がおられるところで先に行うこととなったので、ご承知おきいただきたい。

なお今後も意見陳述の申し出の有無にかかわらず、請願と陳情の審査を先に行うこととしている。よろしく願います。

請願の審査は1件出ている。ここでは紹介議員の西村議員への出席、請願者への参考人招致を行うかどうか伺いたい。

請願第21号は最低賃金の改善と推奨企業支援の拡充を求める意見書の提出について。これは議会にのみ提出されている。

それでは紹介議員の出席についてはどうか。

(「不要」という声あり)

要らない。ではそのようにさせていただきます。

続いて3の陳情審査である。9件を審査する。9件全て市長へも陳情が出されている。また先ほども説明したが意見陳述があるので、陳情者は審査時に在席している。これらの陳情について市の現状や対応などを確認させていただかないと判断がつかないものがあるとお思いか。

(「思う」という声あり)

布施委員

9件の中で確かめたいことがある。ちょうど議会運営委員会の副委員長がいるので、この陳情や請願はあくまでも出された文書をもって是非を判断すべきだというのが大前提だと思っている。請願については事細かく書いてあり、最後に1から3の請願に求める事項が書いてある。それはよいが、陳情に

- については同じく文章をもって判断すべきなのに、ない部分がある。執行部に確認したいが、宅建法や法律にかかわること民事にかかわること、これを陳情者に3分以内で陳述してもらい、疑問点が出た場合、執行部は我々委員の質問にその場で答えられるのか。そうしないと是非を判断するのに難しい部分がある。
- 串崎委員長 流れから言えば1から9までを陳情者が3分ずつ陳述すると思う。そこで一旦仕切って、2回目の審査のことを言われるのか。
- 布施委員 陳情者への質問ではない。
- 串崎委員長 陳情者にも質問できるようだし、9件を並べて意見を聞いておいて、審査に入るときに執行部に対して不明点を聞くということと言われるのだろう。
- 布施委員 少しニュアンスが違う。
- 都市建設部長 この件数をまとめて陳述されても、全部の疑問を確認される委員がおられて、果たしてそれができるのか。
- 布施委員 委員長はどのようにさばくつもりか。
- 近重書記 説明させていただく。順番から言うと、最初に陳情者から陳情に対する意見を言う、今度はそれに対して委員から陳情者への質問の流れになる、それがなければ二つ目の陳述が始まり、質問確認。それが今回9件あるので9回繰り返し、今度はそれをもっていつもの審査に入る。執行部への質疑もそこで行う。最後に頭から採決を行う。
- 串崎委員長 委員もわからなければ審査できないという形になるかと思う。それでよろしいか。
- 布施委員 はい。産業建設委員会だけではなく総務文教委員会も福祉環境委員会もあったと思う。確認したいのは、文書をもって判断するのが一番の審査のあり方だと思っているので、陳述でもって補足説明をするのであれば、それは1行だけでもよいと思うが、その辺をしっかりといろいろな捉え方ができる。そういう意見が産業建設委員会の中で出たことだけは残してほしい。
- 都市建設部長 陳述者の意見陳述があってそれから質問があり、それを繰り返して行って最後に審査。
- 近重書記 陳述をして次に、委員から執行部への確認。1問ずつやる。
- 都市建設部長 そしてまとめて採決か。
- 近重書記 いつものように。
- 都市建設部長 先ほど布施委員から、宅建法とか難しい質問に答えられるかという質問がされた。内容にもよるが、基本的に今出されている陳情の内容は繰り返し出されている内容が多いので、恐らくお答えできると思うが、状況によって即答できない場合も考えられる。そのときはお時間をいただかねばならないかもしれない。

串崎委員長 続いて産業建設委員会へ付託された市長提出議案の審査を行う。市長提出議案は4から11の8件である。ここで議案第26号の市道路線の認定に係る三隅171号線の確認を行うことについてお諮りしたい。これはどうでしょうか。

都市建設部長 片道大体30分から40分を見ていただきたい。矢原というコワ温泉の少し先の場所。

布施委員 地図等で場所を大体特定できるならよいのでは。

串崎委員長 皆はどう思うか。
(「賛成」という声あり)

では地図等で確認できるよう準備していただくということで、よろしく願います。

続いて12所管事務調査は、先ほどのとおりである。

産業経済部長 続いて13、執行部報告事項である。
農業委員会の活動についての報告、漁業別水揚げについての報告、浜田港水揚げの資料、最後に美又温泉の取り組みについての報告である。

串崎委員長 4件とのことなので、どうぞよろしく願います。なお執行部報告事項の進行は新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、委員は事前に資料を熟読し執行部からは補足説明を受け、質疑を行うこととしている。改めて委員におかれては事前に資料の熟読をお願いしておく。

野藤委員 先ほどの陳情の件だが、187号の海石住宅の家電製品の交換を求める陳情というのは、市の市営住宅だからという書き方がしてあるが、家電があつて高圧電流が流れたのではないかという意味のことなのか。

都市建設部長 雷があつて家電が壊れたということがあつた。その対応についてご不満があつたということだと思うが、それは陳述内容を確認して回答する。

野藤委員 そういうことが、その住宅だけにあつたのか。

都市建設部長 はい。ほかにはなかった。

野藤委員 そういう意味のことなのか。

都市建設部長 はい。高い電圧が流れて家電が壊れたということ。今回具体的にどう言われるかはわからないが。

野藤委員 それを市に補償しろというのも変な話だと思うのだが。

布施委員 陳情で受けている以上は審査しないと。だからそのときに意見を言えばよい。

串崎委員長 それはまた審査のときに願います。

14のその他、執行部退席後に市長提出議案について採決を行い、15の産業建設委員会取り組み課題についてはその後やる。

以上で枠内についての説明は終わったが、何かあるか。

道下委員 神楽社中の動きがわからないから心配するのだが、神楽社

串崎委員長
道下委員
観光交流課長

道下委員
串崎委員長

中の動き。あと衣装などをそろえる助成金について、その流れなどが報告できれば。

所管事務調査ということか。

それでやってもらえないか。

神楽についてはコロナ支援策でもろもろあった。神楽社中の現在の活動状況について、ということによろしいか。

はい。

では一応議題には示させていただきます。

3. その他

串崎委員長
産業経済部長
観光交流課長

執行部から何かあるか。

2件報告させていただきます。

観光交流課から2点報告させていただきます。今配信した資料は昨年の6月定例会議でコロナの浜田市支援策として予算承認いただいたものだが、Welcom商品券発行事業について、この事業が浜田市外からの宿泊旅行者を対象に浜田市内で使える商品券を宿泊者一人につき2,000円分を贈呈する内容だが、期限が2月28日（日）までとなっている。先に結論を報告するとこれを3月15日（月）まで二週間程度延長させていただきたい。

経緯については昨年10月16日からこの事業をスタートしたが、国のGoToトラベルキャンペーン、島根県においても島根プレミアム宿泊券を実施して、こういう取り組みもあって昨年10月、11月は非常に順調に宿泊客も増えて、宿泊客に対する商品券贈呈も思った以上に進んでいた。しかし12月中旬に差しかかるところで、都市部を中心としたいわゆる第三波と呼ばれるコロナの拡大によって緊急事態宣言も出て、それに伴って浜田の宿泊客も減ってきた。併せて商品券も大分出が悪くなり、現状を言うと2月末までにこの商品券が少し残ってしまう状況である。こうした中、島根県と鳥取県においては来月1日から両県民を対象として宿泊料金が最大半額になる宿泊割引事業、#WeLove山陰キャンペーンが開始される。本市としても商品券を残したままこの事業を終えるのではなく、この商品券の有効期限を3月15日（月）まで延長して、山陰両県が行うキャンペーンと連動して引き続き、本市への旅行の動機づけと市外からの旅行者による消費喚起を図りたい考えに至った。

このことについては3月8日、委員会開催のときでは事後報告になってしまうため、今日この場で説明をさせていただいた。

なお、山陰両県の県の取り組みなので、山陰中央新報の金曜日の新聞広告において、この事業を延長する旨を掲載させ

産業経済部長

ていただきたいと考えている。報告は以上である。

今すごく丁寧に課長から説明があったが、当初はもうすぐなくなると見込んでいたが、G o T o の中止などで現状余っている。余っているならしっかり使ってもらったほうがよいということで。当初は2月いっぱいになって終わる予定だったものを延長するのが趣旨である。よろしく願います。

串崎委員長
笹田委員
課長

委員から質疑はあるか。

どれくらい余っているか。

先週の木曜の時点で2,200くらい。2枚セットなので。1割くらい余っている。出が悪くなった状況でも毎週300から500くらい出ているので、それを1,000くらい残して終わるのではなくできれば全部使い切りたいし、とはいえ宿泊施設にいろいろチケットのやりとりがあるので。

産業経済部長
笹田委員
観光交流課長
笹田委員
広島事務所長

地元の消費喚起にも当然つながる。

15日までに売り切れたらそこで終わりか。

なくなり次第終了で。

追加はせずに。はい。

所管事務調査で川上委員から広島のPRセンターの現状ということでお伺いした。広島はコロナが爆発的に陽性者が拡大し、12月、特に下旬くらいから拡大した。このとき、広島県知事が緊急事態宣言に準じる区域にとくに要請したが、結局指定されなかったが。その時期において広島事務所の勤務体制についても交代制勤務のことなど説明させていただきたいのだが、12月下旬から大幅に陽性者が拡大し、広島県は12月下旬からコロナ集中対策期間というのが始まった。第一次は12月下旬から。これが2回延長され、結局第三次集中対策機関として不要不急の外出を避け、出勤割合を5割。第二次のときは7割削減という要請をされている。そういったことを受け、浜田市としても広島事務所の出勤体制についていろいろ協議し、まず第一次のときは交代制勤務ということでA班とB班に分かれ交代制勤務にした。第二次は7割削減だったので、基本的にPRセンターは在宅勤務、正規職員が交代勤務という体制を12月下旬から2月21日まで取り入れた。

今になってかなり広島でも感染が収まって、広島県の2月21日の第三次集中期間をもってこの要請を解除することとなった。2月22日から、今週の月曜から広島事務所としても通常勤務体制としている。

先般、布施委員が言われたようにアフターコロナやお魚市場への誘客活動には広島が重要だと思っているので、そういうことに取り組んでまいりたい。

串崎委員長

ほかにあるか。ないなら終わらせてもらってよいか。

(「はい」という声あり)

では産業建設委員会を終了する。

[16 時 15分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

産業建設委員長 申崎 利行